

【重要】電気自動車用急速充電器ネットワークサービス『チャデモチャージ』サービス終了のお知らせ

2014 年 11 月 4 日

合同会社充電網整備推進機構

平素より、電気自動車用急速充電器ネットワークサービス『チャデモチャージ』をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2012 年 4 月に開始いたしました『チャデモチャージ』につきまして、実証実験の終了に伴い、2015 年 3 月 31 日（火）をもちまして、サービスを終了させていただくこととなりました。

会員様、加盟充電器設置者様には永らくのご愛顧・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

サービス終了に伴いご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、『チャデモチャージ』サービス終了に関するスケジュール等につきましては、下記をご参照いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. スケジュール

(1) 『チャデモチャージ』サービス終了日時

2015 年 3 月 31 日（火）23 時

※充電器設置場所の利用可能時間によっては、上記時刻前にご利用いただけなくなる場合があります。

※サービス終了後はチャデモチャージカードによる急速充電サービスがご利用できなくなります。サービス終了後の急速充電器のご利用については、充電器ごとに異なりますので、各設置者様にご確認ください。

(2) 新規会員登録受付終了日

2015 年 1 月 29 日（木）

※法人会員、タクシー会員様の車両追加登録受付も同日に終了いたします。

(3) 新規充電器加盟受付終了日

既に受付を終了させていただいております。

2. その他

各会員様につきましては、下記をご覧ください。

個人会員の方：[別紙 1 【個人会員の方】](#)

法人会員の方、タクシー会員の方：[別紙 2 【法人会員の方、タクシー会員の方】](#)

3. お問い合わせ先

合同会社充電網整備推進機構 電気自動車用急速充電サービス事務局

TEL:0570-010-445 受付時間：午前 10:00～午後 6:00（土日祝日、12/27～1/4 は除きます）

以上

別紙1【個人会員の方】

(1) 解約手続きについて

①サービス終了月（2015年3月）までご利用の場合

サービス終了をもって利用契約が自動的に終了となりますので、お客さまご自身で解約手続きを行っていただく必要はございません。

②サービス終了月より前に解約をご希望の場合

お手数ですが、以下のいずれかにて解約手続きをお願いいたします。ご連絡いただいた月の翌月末日でのご解約となります。（月途中でのご解約はできません。）

【ホームページ】

解約手続き（<https://www.chademocharge.com/member/exitEntry.php>）からご連絡ください。

【電話】

電気自動車用急速充電サービス事務局（0570-010-445、受付時間：午前 10:00～午後 6:00（土日祝日、12/27～1/4 は除きます））までご連絡ください。

＜解約手続き時期および利用期間について＞

サービス ご利用期間	お手続き 期間	2014 年		2015 年			必要となるお手続き
		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
2015 年 3 月まで							お手続きの必要はございません。
2015 年 2 月まで	2015 年 1 月			←→			お手続き期間内に弊社ホームページ、または、電話にてお手続き下さい。
2015 年 1 月まで	2014 年 12 月		←→				
2014 年 12 月まで	2014 年 11 月	←→			←→	ご利用期間 お手続き期間	

(2) 料金等のお支払いについて

サービス終了月、または、解約月の末日にご登録いただいているクレジットカード会社にご請求させていただきます。

※実際のお支払日につきましては、ご登録いただいているクレジットカード会社が別途定める日でのお支払いとなります。

(3) 解約後、サービス終了後のチャデモチャージカードについて

解約後、サービス終了後のチャデモチャージカードにつきましては、お手数ですが、お客さまにて細断、破棄をお願いいたします。

(4) お客さまの個人情報について

サービス終了後、弊社が責任を持って破棄させていただきます。

＜ご参考＞

現在、自動車メーカーを中心として充電環境を提供する新たな取り組みが始まっております。この取り組みによって提供される主なサービスは以下のとおりです。

【三菱自動車工業株式会社様】

2014 年 12 月より新サービス*1を開始予定とのことです。

*1：「三菱自動車 電動車両サポート」先行入会キャンペーン（<http://www.mitsubishi-motors.co.jp/>）

【日産自動車株式会社様】

2014 年 10 月 1 日より新サービス*2を開始。

*2：日産ゼロエミッションサポートプログラム（<http://ev.nissan.co.jp/>）

【合同会社日本充電サービス様】

2014 年内を目処に発表される予定とのことです。（<http://www.nippon-juden.co.jp/>）

※上記の各サービス内容等につきましては、お手数ですが、各サービス提供会社様へお問い合わせいただけますよう、お願い申し上げます。

以上

別紙2【法人会員の方、タクシー会員の方】

(1) 解約手続きについて

①サービス終了月（2015年3月）までご利用の場合

サービス終了をもって利用契約が自動的に終了となりますので、お客さまご自身で解約手続きを行っていただく必要はございません。

②サービス終了月より前に解約をご希望の場合

お手数ですが、以下のいずれかにて解約手続きをお願いいたします。ご連絡いただいた月の翌月末日でのご解約となります。（月途中でのご解約はできません。）

【ホームページ】

解約手続き（<https://www.chademocharge.com/member/exitEntry.php>）からご連絡ください。

【電話】

電気自動車用急速充電サービス事務局（0570-010-445、受付時間：午前 10:00～午後 6:00（土日祝日、12/27～1/4 は除きます））までご連絡ください。

＜解約手続き時期および利用期間について＞

サービス ご利用期間	お手続き 期間	2014 年		2015 年			必要となるお手続き
		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
2015 年 3 月まで							お手続きの必要はございません。 お手続き期間内に弊社ホームページ、または、電話にてお手続き下さい。
2015 年 2 月まで	2015 年 1 月			←→			
2015 年 1 月まで	2014 年 12 月		←→				
2014 年 12 月まで	2014 年 11 月	←→			←→		

(2) 料金等のお支払いについて

弊社からの個別の請求に対して既にお支払い済の場合は、追加でお支払いいただく必要はございません。

※サービス終了前に解約されるお客さまにつきましては、既にお支払い済の月額基本料金の残りの月数分から返金手数料 3,000 円（税抜）を引いた金額を返金させていただきます。（電気自動車用急速充電器ネットワークサービス利用規約第 12 条）

(3) 車両追加登録の受付について

2015 年 1 月 29 日（木）をもちまして、受付を終了させていただきます。

(4) 解約後、サービス終了後のチャデモチャージカードについて

解約後、サービス終了後のチャデモチャージカードにつきましては、お手数ですが、お客さまにて細断、破棄をお願いいたします。

(5) お客さまの個人情報について

サービス終了後、弊社が責任を持って破棄させていただきます。

＜ご参考＞

現在、自動車メーカーを中心として充電環境を提供する新たな取り組みが始まっております。この取り組みによって提供される主なサービスは以下のとおりです。

【三菱自動車工業株式会社様】

2014 年 12 月より新サービス*1を開始予定とのことです。

*1：「三菱自動車 電動車両サポート」先行入会キャンペーン（<http://www.mitsubishi-motors.co.jp/>）

【日産自動車株式会社様】

2014 年 10 月 1 日より新サービス*2を開始。

*2：日産ゼロエミッションサポートプログラム（<http://ev.nissan.co.jp/>）

【合同会社日本充電サービス様】

2014 年内を目処に発表される予定とのことです。（<http://www.nippon-juden.co.jp/>）

※上記の各サービス内容等につきましては、お手数ですが、各サービス提供会社様へお問い合わせいただけますよう、お願い申し上げます。

以上